

商工観光施策特別委員会

平成26年11月13日

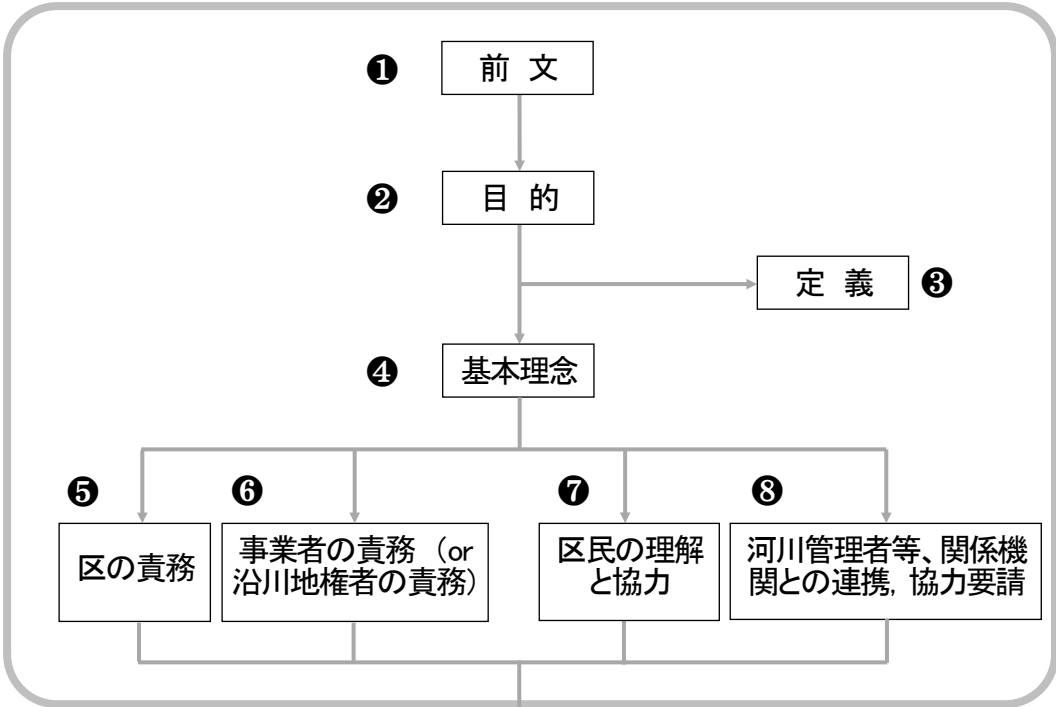
1 川に関する条例(案)について

【資料】

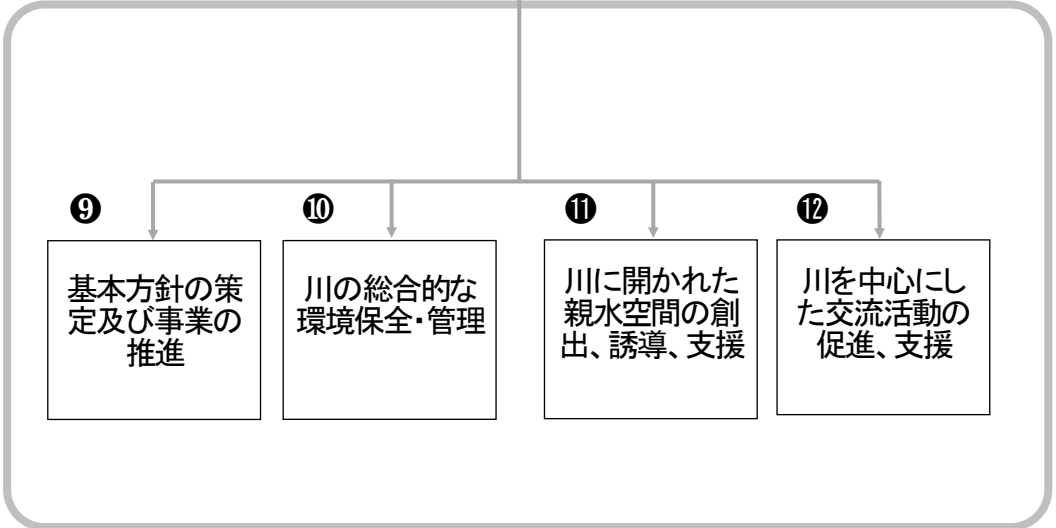
2 その他

1. 条例の構成(案)

理念条例の骨格



基本的施策



2.条例の構成(案)

項目	内容
①前文	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的に培われた都市軸、都市回廊 ・都心ならではの川に開かれた生活文化 ・区民の英知と総力を結集して、川に開かれたまちづくりを進めることを宣言し、この条例を制定する。
②目的	この条例は、河川に関する区、事業、区民等の責務を定めることにより、区内観光の振興と潤いのある都市生活の実現を図ることを目的とする。
③定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 例 河川:日本橋川、神田川をいう。 事業者等:沿川で建築等を行う個人又は法人をいう。
④基本理念	この条例は、都心の歴史的形成過程の中で川が担ってきた役割を見直し(鑑み)、区、区民、事業者等が、川に開かれたまちづくりを推進する。
⑤区の責務	区は、この条例の目的を達成するため、総合的な方針を策定し、その実施に努めるものとする。
⑥事業者等の責務 (or 沿川地権者の責務)	事業者(又は沿川地権者)は、目的の達成に寄与するために必要な措置を講ずるとともに、区が実施する施策に協力するものとする。
⑦区民の理解と協力	区民(又は沿川地権者)は、目的の達成に寄与するように自ら努めるとともに、区が実施する施策に協力するものとする。
⑧河川管理者等、関係機関との連携、協力要請	区長は、河川管理者(or 国、都、他区)及び関係機関等に対し、区内河川の環境保全・管理、親水空間の創出、交流活動の促進を図るために必要な措置又は協力を要請するものとする。
<p>※以下の基本施策は、理念条例では不要と思われるますが、基本的な施策の方向性のみを示しておくこともあり得ることかと思ます。</p>	
基本的施策	目標を実現するため、以下の基本的方針を示し、これを実施する。’
⑨基本方針の策定及び事業の推進	川に開かれたまちづくりを進めるため、区内河川の総合的環境保全、親水区間の創出、交流活動の促進等に関し基本方針を策定し、またこれを実現するための具体的な事業を実施するものとする。
⑩河川の総合的な環境保全・管理	都市河川としての機能維持、総合的な河川環境の保全について、河川管理者、関連機関と連携しながら必要な施策を講じるものとする。
⑪川に開かれた親水空間の創出、誘導、支援	川に開かれた親水空間を具体的に実現するため、川に面した河畔建物の利用調整、景観、活動等について総合的調整、あるいは誘導・支援等を行うために必要な施策を講じるものとする。
⑫川を中心とした交流活動の促進、支援(助成、奨励、表彰等)	川を中心とした多様な交流活動を促進するための促進策、支援策を講じるものとする。

条例 例 1

京都市清酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統産業である清酒（以下「清酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(本市の役割)

第2条 本市は、清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 清酒の生産を業として行う者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、本市及び事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して14日を経過した日から施行する。

条例 例 2

○ 加古川市清流保全と水辺のまちづくり条例

平成 7 年 12 月 22 日 条例第 32 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、河川等に良好な水質と水量を確保し、動植物が豊富で美しい景観を有した水辺を保全し、又は創造するため、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民がより親しめるよう河川等の環境を整備し、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川等 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用又は準用される河川、ため池及びこれに接続する水路をいう。
- (2) 清流保全活動 河川等の清流を保全するための活動をいう。
- (3) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等生活に伴い河川等に排出される排出水をいう。
- (4) 浄化装置 河川等に排出される排出水の浄化に有効な装置で別に定めるものをいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、河川等の清流の保全を図るため自ら積極的に努力するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、河川等の清流の保全を図るため必要な措置を講ずるとともに、市民及び市が行う清流保全活動に関して自ら積極的に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市民が水辺の良好な環境を享受できるよう河川等の清流の保全及び水辺の利用に関する総合的かつ計画的な施策を行わなければならない。

(清流保全活動への支援等)

第6条 市長は、市民及び事業者が行う清流保全活動に対して、必要な助言、指導又は支援を行うものとする。

第2章 清流保全と水辺のまちづくり基本方針及び清流保全と水辺のまちづくり計画

(清流保全と水辺のまちづくり基本方針)

第7条 市長は、河川等の清流の保全を図り、水辺を活かしたまちづくりを推進するための基本的な方針(以下「清流保全と水辺のまちづくり基本方針」という。)を定めなければならない。

2 清流保全と水辺のまちづくり基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水辺のまちづくりに関する基本構想
- (2) 清流の保全に関する事項
- (3) 水辺の利用に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか河川等の清流の保全に関し必要な事項

3 市長は、清流保全と水辺のまちづくり基本方針を決定し、又は変更しようとするときは、加古川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、清流保全と水辺のまちづくり基本方針を決定し、又は変更したときは、公表しなければならない。

(清流保全と水辺のまちづくり計画)

第8条 市長は、前条の清流保全と水辺のまちづくり基本方針に基づき、清流の保全又は水辺の利用を促進する必要があると認められる河川等について、実施すべき施策に関する計画(以下「清流保全と水辺のまちづくり計画」という。)を定めることができる。

2 清流保全と水辺のまちづくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 清流保全活動に関する事項

(2) 生活排水処理に関する事項

(3) 河川等の水辺の整備に関する事項

(4) 前3号に定めるもののほか河川等の清流の保全及び水辺の利用に関し必要な事項

3 前条第3項及び第4項の規定は、清流保全と水辺のまちづくり計画について準用する。

第3章 広域連携等の推進

(流域連携)

第9条 市長は、清流保全と水辺のまちづくり計画の策定に当たって、当該河川等が広域にわたる場合にあつては、関係する市町と協議を行うとともに、連携して計画に定められた事業が円滑に実施できるよう努めなければならない。

(協力要請等)

第10条 市長は、清流保全と水辺のまちづくり基本方針及び清流保全と水辺のまちづくり計画の目的が達成できるよう国、県その他関係機関と調整を図り、必要な措置又は協力の要請をするものとする。

(広域連携)

第11条 市長は、加古川水系の市町及び国、県その他関係機関と河川等に関する意見や情報の交換を行い、ともに河川等の清流保全及び水辺の利用を図るよう努めなければならない。

第4章 清流の保全

(環境教育の推進)

第12条 市長は、河川等の清流保全に関する意識の高揚を図るため、環境教育の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の目的を達成するため国、県その他関係機関と連携して施策を講ずるほか、必要に応じて協力要請を行うものとする。

(水文化の振興)

第13条 市長は、湧水その他優れた環境にある水又は市民に親しまれている水を名水として選定し、その保全に努めるとともに、水にかかわる歴史的若しくは文化的価値を将来にわたって適切に保存し、継承し、文化創造のために活用するよう努めなければならない。

(事業排水の処理)

第14条 事業者は、事業活動に伴う排水を排出しようとするときは、法令に定められた基準を遵守するとともに、排水処理に係る処理施設を適正に管理し、河川等の清流の保全に努めなければならない。

(清流保全協定)

第15条 市長は、河川等の清流の保全に特に必要があると認めた場合、特定の事業活動に伴う排水を排出する事業者と周辺環境及び水質の保全に必要な事項を内容とする清流保全協定を締結することができる。

- 2 前項の規定により清流保全協定を締結した事業者は、これを忠実に履行しなければならない。

(生活排水対策)

第16条 市民は、生活排水を河川等に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するよう努めなければならない。

- 2 下水道の終末処理場で処理できる地域に建築物を所有する者は、前項の規定にかかわらず、速やかに生活排水を下水道に排出しなければならない。

3 市長は、浄化装置の設置を促進するため市民に対して適切な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(投棄の禁止)

第 17 条 何人も、ごみの投棄等みだりに河川等の汚濁をまねく行為をしてはならない。

(肥料又は農薬の適正使用)

第 18 条 何人も、肥料又は農薬を使用するときは、これらを適正に使用し、河川等の汚濁の防止に努めなければならない。

(家畜等のふん尿の適正処理)

第 19 条 家畜等の動物を飼育する者は、動物のふん尿が河川等に流出しないよう処理施設の設置等により、動物のふん尿の適正な処理に努めなければならない。

第 5 章 清流保全と水辺のまちづくり推進組織

第 20 条 削除

(協議会の設置)

第 21 条 市長は、市民及び事業者と連携した河川等の清流の保全及び水辺の利用を推進するため協議会を設けることができる。

(庁内組織の設置)

第 22 条 市長は、河川等の清流の保全及び水辺の利用を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため庁内組織を置く。

第 6 章 雑則

(表彰)

第 23 条 市長は、この条例の目的の達成に著しく功労のあった者を表彰し、その実績を広く公表することができる。

(補則)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

秋季皇居乾通り一般公開について

1 実施時期について

12月3日（水）から12月7日（日）の5日間

2 入門時間について

午前 10 時から午後 2 時 30 分まで

（乾門からの退出時間は午後 3 時 30 分まで、東御苑からの退出時間は午後 4 時まで。）

3 入出門について

- (1) 坂下門から参入し、宮内庁庁舎前を横切った後乾通りを通行し、乾門から退出、又は西桔橋から皇居東御苑に至り大手門、平川門若しくは北桔橋門から退出する。
- (2) 入口は坂下門のみとし、乾門又は東御苑方向への一方通行となる。

